資料 2-2　救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ（都総務局）

救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ（都総務局）

災害の発生

↓

各地区からの災害速報　（防災市民組織・町会・自治会の情報連絡責任者→区市町村救助総括班）

↓

被害状況調査班の編成派遣　（区市町村災害対策本部長→区市町村被害状況調査班）

↓

被害状況の把握・災害発生報告　（区市町村被害状況調査班→区市町村救助総括班→区市町村災害対策本部長））

↓

災害発生報告（区市町村救助総括班→都総務局）

↓

災害救助法の適用申請　（区市町村救助総括班→都総務局）

↓

応急救助の実施（日計表等帳票の作成）　（各局・区市町村の救助担当部課）

↓

救助実施状況の報告　（各局・区市町村の救助担当部課→区市町村救助総括班→区市町村災対本部長）

↓

救助日報の作成　（区市町村救助総括班）

↓

都への救助実施状況の報告
（災害中間報告・災害決定報告）　（区市町村救助総括班→都総務局）

↓

繰替支弁金の交付申請　（区市町村救助総括班→都総務局）

↓

繰替支弁金の交付　（都総務局→区市町村）

（東京都地域防災計画　震災編（令和５年修正）より）